

# 一般社団法人 大和ラグビースクール 運営規程

## 第1条 名称

1. この法人は、大和ラグビースクールという。

## 第2条 本法人の所在地

1. この法人の所在地は、校長宅に置く。

## 第3条 目的

1. この法人は、ラグビーを通して青少年が相互の信頼と友情を深めながら技術・体力の向上を図り、健全なる心身の育成を目的とする。

## 第4条 活動

1. この法人は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
  - (1) 青少年ラグビーの向上を目指し活動する。
  - (2) 毎週日曜日に通常練習を行う。
  - (3) 当該年度内で合宿を実施する。
  - (4) 秋期の県ラグビースクール大会に参加する。
  - (5) 神奈川県ラグビーフットボール協会（以下、「県協会」という。）等が実施する講習会や練習および試合などの行事に参加する。
  - (6) 県協会が組織する委員会及び部会等に参加する。
  - (7) その他、本会の目的達成に必要な一切の活動。
2. スクール生
  - (1) 幼稚園児、小学生、中学生を対象とする。

## 第5条 会員

1. この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上(以下「一般社団・財団法人法」という。)の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して法人運営に参加する個人又は団体
  - (2) 一般会員 この法人が運営するラグビースクールに在籍するスクール生の保護者
  - (3) 特別会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
2. 前項(3)号の特別会員にはコーチを含む。

## 第6条 理事および役員

1. この法人の理事は社員総会において選任され、役員は理事の中から理事会において選任される。

## 第7条 役員の種類およびコーチ、保護者代表等の定数

1. この法人には、次の役員を置く。

校長	1名
副校長	2名以内
事務局長	1名
2. この法人には、監事を置く。

監事	1名以上
----	------
3. この法人には、学年別コーチを置く。  
各学年担当コーチのうち、1名をヘッドコーチとする。
4. この法人には、学年別に保護者代表を置く。

学年別保護者代表	1名
同 保護者副代表	1名以上
5. この法人には、会計を置く。

会計	1名以上
----	------
6. この法人には、事務局を置く。
7. この法人には、会長、名誉会長及び顧問を置くことができる。  
会長、名誉会長及び顧問は、理事会の諮問に応え、理事会に対し意見を述べることができる。

## 第8条 役員およびコーチ、保護者代表等の任務

1. 校長は、この法人の代表である。
2. 校長は、この法人の目的達成のために本法人活動の全般を統括し、この法人を適切に運営する。また、各学年コーチの人選をすることができる。
3. 副校長は、校長を補佐し、校長不在の場合はその任務を代行する。
4. コーチは、スクール生の指導及び育成を行うほか、県協会等が実施する指導者研修会等に参加し、自己の指導技術の向上に務める。
5. ヘッドコーチは、主体となり担当学年の指導にあたる。
6. 保護者代表・副代表は、この法人の行事などについて、当該学年のとりまとめを行う。
7. 会計は、この法人の活動に要する経費全般を管理し、予算の立案に協力する。
8. 事務局は、スクール庶務に関する全般の執務を行う。

## 第9条 役員およびコーチ、保護者代表等の任期

1. 役員の任期は2年、コーチおよび保護者代表の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 任期中途からの役員およびコーチ、保護者代表の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
3. 役員およびコーチは任期が満了しても、後任者が選任されるまでその職務を遂行する。

## 第10条 監事

1. 監事は、この法人の業務執行の状況、決算に係わる書類を監査する。
2. 監事は、社員総会において、理事と同時に選任される。
3. 監事の任期は2年とし、理事および役員を兼ねることができない。

## 第11条 社員総会

1. 社員総会は、正会員により構成されるこの法人の最高決議機関であり、議決権は正会員1名につき1個とする。
2. 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。
3. 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数の議決権をもって、次の事項を決議する。
  - (1) 前年度の事業報告と決算に係わる書類
  - (2) 役員承認
  - (3) その他
4. 前項にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席のもと、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
5. 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、または議決権の5分の1以上の正会員の要求があったときに開催する。

## 第12条 理事会

1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 理事会は、通常理事会および臨時理事会とする。
3. 通常理事会は、毎年度2回開催し、理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって、次の事項を決議する。
  - (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 前号のほかの業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事の選定並びに解職
4. 理事会は、前項のほか、校長が作成する次の書類を承認する。
  - (1) 事業計画書、収支予算書
  - (2) 事業報告書、決算に係わる書類
5. 臨時理事会は、次の場合に開催する。
  - (1) 校長が必要と認めたとき

- (2) 校長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって校長の招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求をしたが校長から理事会の召集が発せられない場合に、その請求した理事が召集したとき
- (4) 監事から校長に召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき

#### 第13条役員会

1. 役員会は、役員をもって構成する。
2. 役員会は、必要に応じて校長が招集し、本会の運営の事項を審議する。
3. 運営委員会との合同会議をもつことができる。
4. コーチ会との合同会議をもつことができる。

#### 第14条運営委員会

1. 運営委員長、副運営委員長及び各学年ヘッドコーチを以て運営委員会を組織する。
2. 運営委員長及び副運営委員長はコーチより選任する。
3. 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集し、役員会の決定事項に則り、この法人の目的達成のために運営の実務にあたる。
4. 役員会との合同会議をもつことができる。
5. コーチ会との合同会議をもつことができる。

#### 第15条コーチ会

1. コーチ会は、校長と各学年コーチをもって構成する。
2. コーチ会は、必要に応じて校長が招集し、活動などに関する事項を協議する。
3. 役員会との合同会議をもつことができる。
4. 運営委員会との合同会議をもつことができる。

#### 第16条会計

1. この法人の活動に関する経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。
2. この法人の会計は理事会において決議された予算に基づいて行われる。
3. この法人の計算書類等は年度ごとに作成し、監事の監査を経て社員総会で決議される。
4. この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

#### 第17条入会

1. 入会は、この法人所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ校長宛てに提出する。
2. 入会は、校長が認定したものに限る。
3. 前項にかかわらず、正会員の入会については、一般会員並びに特別会員として、通産5年以上本会に在籍した者で、校長の承認を得た個人又は団体に限る。
4. スクール生の入会と同時に、その保護者のうち1名は一般会員となる。
5. スクール生は、入会と同時にスポーツ保険に加入する。

#### 第18条入会金・年会費

1. 入会金・年会費の額は次のとおりとする。なお、金額の変更については、社員総会において定める。
  - (1) 入会金 一般会員のみ一律 1,000円
  - (2) 年会費
    - ・正会員 なし
    - ・一般会員 15,000円
    - ・特別会員 なし

※ 一般会員の年会費は、年度途中の入会者については月割計算とする。

※ 日本ラグビー協会、神奈川県ラグビー協会個人登録費及びスポーツ保険料については、別途徴収とする。
2. 臨時会費は、理事会において徴収の必要性などを検討し、校長の判断により必要と認めた場合に限り徴収できる。
3. この法人の会費は、年度初めに一括で納める。また途中入会者は入会后速やかに納める。
4. 入会金・年会費および合宿費は、原則として銀行振込みとし、現金での受領は行わない。

5. 合宿等遠征の費用は、年会費に含まず別途徴収する。
6. 再入会に限り入会金を免除する。
7. 入会金・年会費はいかなる場合にも返却しない。

#### 第19条変更届出

1. 入会申込書に記載された内容に変更が生じた場合、校長宛に書面をもって届け出る。

#### 第20条休 会

1. 休会は、理由と期間を明記し、校長宛に書面をもって届け出る。

#### 第21条退 会

1. 退会に際しては、校長宛に書面をもって届け出る。
2. 中学生は、中学校卒業時に自動的に退会となる。
3. スクール生としてふさわしくない行為のあるときは、退会処分を受けることがある。

#### 第22条活動中の事故補償

1. この法人において定めた活動時間内にて規則を厳守したうえ、且つ本法人の責と認められる事故については、この法人および個人の加入するスポーツ障害保険金内での補償をし、それ以上の補償の責は無いものとする。

#### 第23条運営規定の改定

1. 本運営規定は、理事会の決議をもって改定することができる。

